

「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」に基づく届出の書類提出期限等及び連絡協議会日程表(10月まで)

書類提出期限及び連絡協議会日程は下表のとおりです。各提出書類は期限を過ぎますと、翌月以降の連絡協議会案件となります。
 なお、相談カードをご提出の際は、事前にまちづくり推進課開発景観係までご相談ください。

連絡協議会 開催日程	書 類 提 出 期 限 等					
	相談カード (第16号様式)	事前協議書 (第17号様式)	標識設置 (第18号様式)※1	標識届出 (第19号様式)	近隣説明期間	意見書提出
4月15日(火)	3月10日(月)	3月31日(月)	3月31日(月)	4月3日(木)	4月10日(木)	4月24日(木)
5月20日(火)	4月9日(水)	4月30日(水)	4月30日(水)	5月2日(金)	5月10日(土)	5月26日(月)
6月17日(火)	5月9日(金)	5月30日(金)	5月30日(金)	6月2日(月)	6月9日(月)	6月23日(月)
7月15日(火)	6月9日(月)	6月30日(月)	6月30日(月)	7月3日(木)	7月10日(木)	7月24日(木)
8月19日(火)	7月10日(木)	7月31日(木)	7月31日(木)	8月1日(金)	8月10日(日)	8月25日(月)
9月16日(火)	8月8日(金)	8月29日(金)	8月29日(金)	9月1日(月)	9月8日(月)	9月22日(月)
10月21日(火)	9月9日(火)	9月30日(火)	9月30日(火)	10月3日(金)	10月10日(金)	10月24日(金)
手続のフロー	<pre> graph LR A[相談カード] -- 3週間前 --> B[事前協議書/標識設置] B -- 10日以内 --> C[標識届出] C -- 3日以内 --> D[近隣説明※3] D -- "説明期間の最終日から2週間以内※4" --> E[意見書提出] </pre>					

※1 建築行為の標識については、調布市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則第3条の標識を用いることができます。

※2 年末年始(12月29日～1月3日)を除きます。

※3 近隣説明を終えた日から1週間以内に報告書を提出してください。

※4 意見書の提出期限は、事前協議書の提出日から24日以内です。(説明配付資料に、意見書の提出期限及び提出先を必ず記載してください。)

* 各種様式は調布市ホームページからダウンロードができます。 [トップページ](#) > [まちづくり・環境](#) > [開発・建築](#) > [開発事業](#) > 「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」(開発事業を行う方へ) > [ダウンロード](#) 開発事業に係る規則様式

* 開発担当者(各担当課とも)は、午後に検査等で不在にすることが多いため、開発事業に関するご相談は、できるだけ午前中をお願いします。

「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」に基づく届出の書類提出期限等及び連絡協議会日程表(11月以降)

書類提出期限及び連絡協議会日程は下表のとおりです。各提出書類は期限を過ぎますと、翌月以降の連絡協議会案件となります。
 なお、相談カードをご提出の際は、事前にまちづくり推進課開発景観係までご相談ください。

連絡協議会 開催日程	書 類 提 出 期 限 等					
	相談カード (第16号様式)	事前協議書 (第17号様式)	標識設置 (第18号様式)※1	標識届出 (第19号様式)	近隣説明期間	意見書提出
11月18日(火)	10月10日(金)	10月31日(金)	10月31日(金)	10月31日(金)	11月10日(月)	11月25日(火)
12月16日(火)	11月7日(金)	11月28日(金)	11月28日(金)	12月1日(月)	12月8日(月)	12月22日(月)
1月20日(火)	12月5日(金)	12月26日(金)	12月26日(金)	1月5日(月)	1月11日(日)	1月26日(月)
2月17日(火)	1月9日(金)	1月30日(金)	1月30日(金)	2月2日(月)	2月9日(月)	2月24日(火)
3月17日(火)	2月6日(金)	2月27日(金)	2月27日(金)	3月2日(月)	3月9日(月)	3月23日(月)
未定	3月10日(火)	3月31日(火)	3月31日(火)	4月3日(金)	4月10日(金)	4月24日(金)
手続のフロー	<pre> graph LR A[相談カード] --> B[事前協議書/標識設置] B --> C[標識届出] C --> D[近隣説明※3] D --> E[意見書提出] F[3週間前] --> A G[3日以内] --> B H[10日以内] --> C I[説明期間の最終日から2週間以内※4] --> E </pre>					

- ※1 建築行為の標識については、調布市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則第3条の標識を用いることができます。
- ※2 年末年始(12月29日～1月3日)を除きます。
- ※3 近隣説明を終えた日から1週間以内に報告書を提出してください。
- ※4 意見書の提出期限は、事前協議書の提出日から24日以内です。(説明配付資料に、意見書の提出期限及び提出先を必ず記載してください。)
- * 各種様式は調布市ホームページからダウンロードができます。 [トップページ](#) > [まちづくり・環境](#) > [開発・建築](#) > [開発事業](#) > 「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」(開発事業を行う方へ) > [ダウンロード](#) 開発事業に係る規則様式
- * 開発担当者(各担当課とも)は、午後に検査等で不在にすることが多いため、開発事業に関するご相談は、できるだけ午前中をお願いします。